

令和 6 年度

第 16 期 第 41 回 海区漁業調整委員会  
議事録

令和 6 年 9 月 25 日  
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年9月25日(水) 午前10時00分から 10時47分まで

場所 三重県労働者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 協議事項1 和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について
- 2 その他
  - (1) 真珠関係漁場調査について
  - (2) 遊漁と漁業との調整について
  - (3) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫 永富洋一  
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子  
大倉良繁 木村那津子

欠席委員

千田 良仁

事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 藤原正嗣  
主査 葛西 学

傍聴者

なし

計 17名

## ○小川会長

ただいまから第 41 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席で出席委員が 14 名ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として淺井委員と古丸委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、協議事項 1 「和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（藤原主幹）

1 – 1 ページにありますように、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会を 10 月 17 日（木）13 時 30 分から熊野市市民交流センターにおいて開催することになりました。同連合海区はさんま漁業の協定に関するもので、これまで毎年 1 回三重海区と和歌山海区が交互に開催してきました。令和元年度に三重県で開催して、令和 2 年度から 4 年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっていましたが、令和 5 年度から再開しています。令和 6 年度のさんま漁業について、水産資源管理課からさんま漁業の許可状況とさんま漁獲量の推移等を説明してもらう予定です。

また、その他事項で、遊漁による漁業への影響等について和歌山海区と意見交換を行う予定をしていますので、三重海区からどのような話をするかを協議していただきたいと思います。

1 – 2 ページは和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の構成員です。

事務局からは以上です。

## ○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

## ○委員

(意見なし)

## ○小川会長

意見がないようですので、次に進みます。

その他事項 1 「真珠関係漁場調査について」、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（藤原主幹）

2 – 1 ページにありますように、今年度の真珠関係漁場調査の実施要領を決めています。9 月 20 日（金）に一回目の調査があり、淺井委員、濱中委員、藤原会長職務代理者が出席しました。濱田委員は欠席で、事務局からは小林事務局長が調査に参加しました。そして 9 月 26 日は英虞湾の神明地区及び波切地区、27 日は英虞湾の布施田地区、間崎地区、越賀地区及び御座地区において調査が行われる予定です。海区委員は両日とも田邊委員に参

加してもらう予定となっています。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

特にないようですので、次に進みます。

その他事項2 「遊漁と漁業との調整について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

「遊漁と漁業との調整について」説明します。3-1ページから3-22ページまでが、令和4年度の委員会指示の一覧表になります。遊漁関係の欄に丸印があるものが、遊漁に関係する指示事項です。項目には、まき餌、曳き縄、トローリング、漁場の制限、漁法の制限、漁獲物の体長制限などがあり、その中に、三重海区で話題になっている集魚灯（水中灯を含む）に関するものがあります。3-23ページに委員会指示により遊漁者の集魚灯の利用または光力を制限している県を書き出しました。

山形県、福井県、長崎県、宮崎県では集魚灯の利用についての委員会指示があります。山形県だけは遊漁者に対してのみとなっていますが、ほとんどの県では遊漁だけではなく漁業者も対象として委員会指示を出しています。ほとんどが釣りやいか釣りについての制限で、集魚灯の消費電力合計の最高限度を規制している県もありました。長崎県の一部の海域では、水中灯の使用を禁止した委員会指示があります。LED灯の白熱電球への換算について、県により差がありますが、LEDの消費電力の3倍から7倍程度が白熱電球の光力として計算されています。

3-25ページから3-28ページまでが、平成14年12月12日付けで水産庁長官から発出された「海面における遊漁と漁業との調整について」の通知です。3-25ページの下から3行目に「遊漁を含めて水産動植物の採捕規制を行う場合には、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度の規制とならないよう留意する必要がある」と書かれています。3-26ページの「別添」では、光力（夜間の照明利用）規制の導入について「一本釣り、いか釣漁業の光力規制を行っている一方で、遊漁の竿釣・手釣に光力規制が課されていないため、遊漁船等が漁業の光力規制を超える照明を用いて夜間操業することが一部で問題とされている。本問題に対しては、遊漁における光力使用の実態を踏まえ、漁業に対する規制内容とバランスも考慮の上、遊漁に対する光力規制を導入するものとする。」と記載されています。

光力の規制については、対象者や関係者が多岐にわたることから、その内容の妥当性、導入に係る手続きの公平性・透明性、運用面における実効性確保等に関し、十分検討が行われることが必要であると記載されています。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明について、なにかご意見はありませんか。

○永富委員

水産庁長官通知では、遊漁に対して過度の規制とならないように留意する必要があるくなっているが、それは我々が考えているようなものではない。なぜそうなるのかと昔から不思議に思っている。国は遊漁に対して優遇している。

○濱田委員

LEDが白熱球の何割に相当するのかということも海区漁業調整委員会で決めるのですか。

三重県では遊漁の集魚灯光力に関する規制は今無いけれど、漁業者と同等の光力制限なら設けることができるのか。

○事務局（藤原主幹）

光力の規制は漁業調整規則の中で、いか釣り漁業は2kWまでと決められていますが、LEDに換算する場合、何倍にしたら良いかを考える前に実態を知る必要があります。今年度中に調べることは難しいかもしれません、実態を調べたうえで水産資源管理課と話をします。

水産庁は、遊漁に集魚灯の光力の規制を設けるのであれば、漁業者の制限を超えるようなことは認められないというスタンスです。遊漁者の意見を聞きながら、制限を設けることは可能だと思います。

光力の規制で主に関係してくるのは遊漁の一本釣りです。仮に委員会指示か漁業調整規則で、遊漁の一本釣りに対して光力制限を掛けることになると漁業の一本釣りについても制限を掛けていかないと、遊漁だけに光力制限をかけるというのは難しいと思います。

○小川会長

漁業者だけ規制を掛けられているという現状はおかしい。だからこの際、遊漁に対する規制を設けるような漁業調整規則なり拘束力のあるようなものを設けた方がいいのではないかというのが皆さんの意見だろうと私は思う。遊漁に対する規制を海区漁業調整委員会の中で設けることはできるのか。次回の海区漁業調整委員会までに遊漁に対する光力制限の状況を調べて下さい。他県の状況あるいは今後の状況を少しでも把握できるようなものを資料にして欲しい。

○藤原会長職務代理者

どういう漁業者に光力の利用が認められているのか丁寧に整理した中で議論しないと、とりとめのない話になってしまふ。漁業や遊漁では装備や技術の向上で獲る方法が多様になってきているが、漁業者はそんなにLED使ってない。一方で遊漁者はLEDを使っている。これが今回の問題の発端。遊漁者へ投げかける内容を整理して、それに基づいて話をすべ

きだと思います。

水産庁は以前から遊漁と漁業は対等だとみている。だから3-25ページにあるとおり「遊漁に対して過度の規制とならないように留意する」と規定している。まき餌でも同じ考え方をしている。漁業より厳しく規制してはならないとしている。要は、とらふぐの禁漁区を委員会指示で設けたみたいに、必要な部分は必要な部分で制限する。他県がこうだから駄目という考え方ではなく、三重県の今の実態に合った部分は、三重海区漁業調整委員会の中や三重県の中で話していけば良いと思います。

それに付随する資料を水産資源管理課にも協力してもらったら良いのではないか。

#### ○永富委員

遊漁者は漁業者の邪魔をしてはならないと昔から聞いているので、そういう法解釈もあると思っている。水産庁は漁業者が遊漁者を締めたらあかんということをずっと言っている。しかし、遊漁者はあくまで遊びである。漁業者は食料生産を一生懸命やっているので、それで認められて昔からきたと思う。ですから遊漁者を制限するなっていう水産庁のやり方がおかしい。もう一度漁業者に食料産業としての価値を見出すような方針でないと漁業者がどんどん減っていく。だから現在に至っている。そんな遊漁者と漁業者を同じ目線でみて、漁業者が一方的に規制を設けるようなことをしたらいけないということ自体おかしいと思う。

#### ○田邊委員

なぜ今まで2kWでやってきたかというような、理由や背景を遊漁者に対して伝えないと、彼らも理解しにくいだろうと思う。規制の理由や背景が無いと遊漁者に突っ込まれる一方だと思う。なぜ2kWなのか。この時代2kWでも3kWでも良いのではと言われたらきりがないので、そこを整理すべき。今までも2kWあつたら十分です、漁業者はそれで商売してきたという根拠になるようなものがないと遊漁側も判断できないのかなと思う。

#### ○小川会長

それを水産資源管理課に尋ねたのですが、明確な回答が無い。

#### ○淺井委員

昭和51年に光力の制限を2kWに決めた。私が新船を造って、いか釣り漁業を始めた時期は、安乗地区では6隻か7隻でした。その時、私は素人でも水揚げが良く、単価が良かつた。良い単価なので操業する船がものすごく増えて、50隻くらいになった。他県船も出てきた。集魚灯の光力は3kW、4kWの船がいた。それで海区委員会指示で、集魚灯光力は2kWにしようというのを決めた。それが始まりだと思います。それでいか釣り漁業が2kWだからまき網漁業も2kWにしようとなった。

#### ○藤原会長職務代理者

乱獲防止のために皆2kWに統一したというのがほんとの歴史だと思います。

## ○濱中委員

さんま棒受け網漁業にも LED 制限があって、もう 10 年位になる。以前は 10kW までだったが、LED に代わったので光力を 7 kW まで減らした。

## ○濱田委員

まき網漁業の LED 集魚灯光力は白熱球での 3 倍相当の光力にしていた。いか釣り漁業にせよ、皆それぞれ決めていた。光力の制限をしないとどんどん大きくなる。

## ○藤原会長職務代理者

たぶん漁業種類により必要な光力を決めて、それが許可になった。それが許可証に載っている。

## ○田邊委員

だからいか釣りなら何 kW までという決め方をしないといけない。現に、さんまは違うし、それぞれ漁業種類により必要なワット数が違うと思う。遊漁船は規制がないので白熱灯相当で 2 kW を超える光力の LED を簡単につけられる。

## ○淺井委員

いか釣り漁船が操業している近くで、まき網漁船が火を焚いてくる。明るすぎることで 2 kW までに光力を制限してもらった気がする。それが今でもずっと続いている。

## ○小川会長

一回整理します。いか釣りは規制をかけるのではなくて、自主規制で 2 kW にした。他の漁業は、さんま棒受け網漁業は LED で 7 kW でした。漁業調整規則や他の規則で規制したのではなくて、漁業者が独自に自主的に規制をかけたという最初の出発点がいか釣りで 2 kW。これが最初だということが淺井委員から発言があって、それがわかった。今後遊漁に対する光力規制をどうするかということについて漁業調整規則や他の規制で締めていくのか、あるいは遊漁に自主規制をかけるように仕掛けるのか。海区漁業調整委員会の皆さんのお意向もあるだろう。

## ○永富委員

仮に海区漁業調整委員会で規制が決まっても遊漁に許可制度があるなら許可証には書いてある。そうなら漁業を優先するような規制を海区漁業調整委員会で決められないのではないか。県で詳しく調べてもらって、この海区漁業調整委員会で決められるかどうか。そういうことも検討してもらって今度の海区漁業調整委員会で話したい。我々が遊漁に規制をかけて良いのかどうか。それも確認すべき。

## ○小川会長

なかなかすぐに、規制をかけるとか漁業調整規則を整備するとかいうところまではいかないと思う。状況を一回調べていただく、海区漁業調整委員会の中で規則や規制をつくる

ことが可能なのか、ということも県に頼んで調べていただきたいなと思います。よろしいですか。

○藤原会長職務代理者

会長が言われたようにここに提出されている資料は全都道府県の委員会指示の一覧表です。漁業調整規則で、こういう制限がある都道府県があるのかどうかも含めて、調べていただきたい。

○事務局（藤原主幹）

三重県の場合、漁業調整規則の中で光力制限がある。他の県でも幾つかあると思います。まだその辺は調べていませんので、今後他の都道府県について調べます。

○藤原会長職務代理者

きちんと整理した資料をもとに話をしないと堂々巡りになる。

○小川会長

昭和 51 年の頃から考えると、漁業技術も進んでいるので、そのことも考慮しながら、という話になるのかなと思います。今日は昭和 51 年に安乗でいか釣りを始めて、そのときに規制が必要な状況になり、自主規制で 2 kW という数字が出たということがわかった。私の希望としては、今期の委員がいる間に何らかの形で遊漁者への光力規制を掛けることができたら非常にありがたいと思います。

それでは、その他の事項（3）「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

次回の海区漁業調整委員会は、10 月 22 日（火）の 10 時から場所は三重県勤労者福祉会館を提案します。

委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

○小川会長

次回の委員会の開催は 10 月 22 日（火）の 10 時から三重県勤労者福祉会館とします。それではこれをもちまして、委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記の議事内容に相違ないことを証明します。

議長

議事録署名者

議事録署名者